

第8条（通知先）

1. 本書に基づく申請人への通知は、次の宛先になされるものとし、宛先を変更する場合、申請人は、CIPA の標準化事務局に速やかに通知するものとします。

郵便番号： 所在地：

企業名、所属：

宛先：

電話： FAX：

Email：

第9条（準拠法）

1. 本書は日本国法に従って解釈されるものとし、本書に関連して生じたCIPA と申請人との間の紛争の解決については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本書のいずれかの条項またはその一部が法律により無効であると決定された場合でも、その他の条項は完全に有効に存続するものとします。

上記に同意いたします。

年 月 日

申請人住所（所在地）：

申請人（企業）名称：

代表者またはその代理人：

印

年 月 日

CIPA DC-001 に関する声明書

有限責任中間法人カメラ映像機器工業会
標準化事務局 宛

申請人住所：

申請人(企業)名称：

代表者またはその代理人：

TEL：

印

当社および当社の関係会社等が所有するCIPA 規格DC-001 に関する必須知的財産権の許諾条件は下記(または を選択)とします。ただし、いかなる場合であっても、CIPA 規格DC-001 の必須知的財産権について、被許諾者が同等の実施権または利用権の許諾に同意することを条件とします。なお、本声明書は、CIPA DC-001 の入手に関する同意書の要求に従い提出されるものです。

記

許諾条件：

CIPA 規格DC-001 を採用する者に対して、合理的かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。

CIPA 規格DC-001 を採用する者に対して、無償かつ非差別的な条件で、必須知的財産権の実施または利用を許諾する。

(か 、 どちらかを必ずご選択ください)

以上